

申請者登録（サイン登録）の概要

岸和田商工会議所では、貿易関係業者の貿易取引の便益に供するため、原産地証明、インボイス証明、サイン証明等の証明業務を行っております。証明を申請される場合、当所の会員・非会員（一般）にかかわらず、必ず事前に申請者登録（サイン登録）を行っていただく必要がありますので、下記の内容に沿ってお手続きを進めてください。

本登録は、証明を受けようとする商工会議所ごとに必要となりますので、ご注意ください。

1. 「誓約書」と「登録台帳」の提出について

「誓約書」と「登録台帳」はホームページにてダウンロード、または当所にて配布しています。

登録に当たって全ての申請者に共通して必要な書類は、

- | |
|----------------------|
| 1. 貿易関係に関する誓約書 |
| 2. 貿易関係証明申請者登録台帳（両面） |
| 〈表面〉貿易関係証明申請者業態内容届 |
| 〈裏面〉貿易関係証明申請者署名届 |

からなっており、当所ではこれに基づいて、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・証明内容に関する審査を簡略にし、証明事務の迅速化を図る・証明内容について問題が発生した場合に速やかに善処する・貿易発展のため海外からの引合い等に対して紹介、斡旋する |
|---|

といった目的に使用しますので、記入欄にはもれなく正確にご記入ください。

2. 登録に必要な書類と手続きについて

新規登録および登録更新の手続きにあたっては、次の表に示した書類（原本のみ受付）をご提出ください。郵送による登録書類の受付は原則行っておりませんので、必ずご持参下さい。

法人	誓約書、登録台帳、履歴事項全部証明書、印鑑証明書
個人	誓約書、登録台帳、住民票、印鑑証明書

※ 履歴事項全部証明書、印鑑証明書、住民票はいずれも 3 か月以内に発行されたもの。

※ 法人の登録は本社での登録が原則となりますが、特別な事情による支店単位での登録で、かつ当該支店が登記されていない場合は、その営業拠点の所在が判る会社案内やパンフレット等を別途ご提出ください。

その他の提出書類については、次の表をご参照ください。

代表者や署名者が 外国籍の場合	「在留カード/特別永住者証明書（両面のコピー）」 ・在留資格や在留期限によって、ご登録頂けない場合があります。 ・永住者、特別永住者の方も、更新のたびにご提出下さい。 ・住民票の写しや、在留資格・在留期間が記載された住民票記載事項証明書も可。（発行 3 か月以内のもの）。
中古品をお取り扱いに なっている場合	各都道府県公安委員会発行の古物商許可証（表紙を含む全 頁のコピー） ・既に「古物商許可証コピー」をご提出頂いている場合、再提出不要です。
個人で新規に登録 される場合	税務署に提出された開業届のコピー 直近の納税証明書（事業税）のコピー

3. 更新手続きについて（2 年間有効）

登録有効期間内（登録日から 2 年以内）に更新手続きが取られない場合や岸和田商工会議所を退会した場合、登録は自動的に失効し貿易関係証明書の申請ができなくなります。

更新手続きを取ると、旧登録情報は抹消されます。同じ情報を継続して使用する場合でも、更新時には改めて書類を提出して下さい。

登録を行った日から起算して 2 年間有効となります。

（例） 新規登録日：2026 年 4 月 1 日

有効期間：2026 年 4 月 1 日～2028 年 3 月 31 日

更新有効期間：2028 年 2 月 1 日～2028 年 3 月 31 日

※更新有効期間については、失効日の前月の 1 日から有効となります。

4. 地区外登録について

岸和田商工会議所では、登記上の本店所在地が岸和田市以外の地区にある方でも、市内の企業と同様、特に別途書類をご提出いただくことなく申請者登録（サイン登録）を受け付けております。